

公 示

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づき、仙台空港税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、公示する。

平成 30 年 3 月 30 日

仙台空港税関支署長 桑原 唯夫

記

仙台空港税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 仙台空港税関支署構内
- 2 保税地域
- 3 仙台空港ビル国際線チェックインカウンター（出国旅客携帯品搬入口を含む。）
- 4 国際線各搭乗ゲートから各ボーディングブリッジ及びバスホールまでの区域（出国旅客の携帯品及び機内預託手荷物に限る。）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号「ワシントン条約」）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第 15 条 3 及び第 23 条 2 の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、仙台空港税関支署構内及び同支署管轄区域内の保税地域に限る。